

東村城跡（第3次）・覚正垣内遺跡
発掘調査報告
—いなべ市北勢町—

2023（令和5）年2月

三重県埋蔵文化財センター

例　言

- 1 本書は、東海環状自動車道建設事業に伴う、三重県いなべ市北勢町東村に所在する東村城跡及び、阿下喜に所在する覚正塙内遺跡の工事立会調査による埋蔵文化財調査報告書である。
- 2 調査は三重県教育委員会が国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所から依頼を受けて実施した。
- 3 調査の体制は、次のとおりである。

【東村城跡】

調査担当 三重県埋蔵文化財センター 調査研究4課 稲積裕昌 河瀬敏也 村上央
整理担当 三重県埋蔵文化財センター 調査研究4課 稲積裕昌 村上央
調査期間 令和3年11月1日～2日・12月10日
調査面積 114m²

【覚正塙内遺跡】

調査担当 三重県埋蔵文化財センター 調査研究3課 水谷豊
調査期間 令和4年7月20日
調査面積 5 m²

- 4 工事立会調査に先立ち地形測量を実施した。体制は、次のとおりである。
測量担当 三重県埋蔵文化財センター 調査研究4課 稲積裕昌 水谷豊 河瀬敏也 村上央 山田紗恵子
測量期間 令和3年10月26日
- 5 本書の作成業務は、令和3年度は三重県埋蔵文化財センター調査研究4課、令和4年度は三重県埋蔵文化財センター調査研究3課が担当した。執筆は村上、水谷が担当し、編集は稲積・村上が行った。
- 6 調査図面・写真・出土遺物は、三重県埋蔵文化財センターで保管している。

凡　例

- 1 本書で使用した地図類は、国土地理院発行の1:25,000地形図「駒野」「阿下喜」「菰野」「篠立」「竜ヶ岳」「桑名」、いなべ市発行の1:2,500都市計画図、2011三重県共有デジタル地図（平成24年整理）などの地図類を用い、一部に加筆修正をした図を掲載している。なお、三重県共有デジタル地図は、三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て使用している（承認番号：令和4年4月6日付け三総合地第1号）。
- 2 本書で示す方位は、世界測地系第VI座標による座標北である。
- 3 本書で表記する土色および遺物の色調は、小山正忠・竹原秀雄編『新版標準土色帖』（日本色研事業株式会社 1967年初版）と『DICカラーガイド 日本の伝統色』（2010年第8版）に拠った。
- 4 本書では、次のように遺構の略記号を使用している。 S D : 溝 S K : 土坑 Pit : 小穴
- 5 本書で使用した「調査区位置図(1:2,500)」は、いなべ市教育委員会提供的ものに加筆を行った。

目 次

I	前 言	1
1	調査に至る経緯	
2	調査の方法	
3	文化財保護法に関する諸通知	
II	位置と環境	3
1	地理的環境	
2	歴史的環境	
III	遺構	5
IV	遺物	5
V	結語	8
VI	覚正垣内遺跡	12

図 版 一 覧

第1図 東海環状自動車道路線上の遺跡	2	第7図 遺構平面図 全図	9
第2図 遺跡周辺地形図	4	第8図 遺跡位置図	12
第3図 調査区位置図	4	第9図 調査区位置図	13
第4図 調査区2 北壁土層断面図	5	第10図 工事立会坑配置図	13
第5図 遺構平面図	6	第11図 工事立会坑平面図・土層断面図	13
第6図 出土遺物実測図	7		

表 一 覧

第1表 既往調査と報告書の区别	1	第3表 遺物観察表（石器）	7
第2表 第2次調査と第3次調査のSD比較	5	第4表 遺物観察表（土器・陶磁器）	7

写 真 一 覧

写真1 今村遺跡出土遺物（縄文土器）	3	写真図版1	10
写真2 東村城跡出土遺物	7	東村城跡遠景（南から）	
写真3 工事立会箇所全景（北から）	13	SD 101（北から）	
写真4 工事立会坑1（東から）	13	写真図版2	11
		SD 101（西から）	
		調査区2北壁土層（南から）	

I 前 言

1 調査に至る経緯

(1) 工事の概要

国道475号東海環状自動車道（以下、東海環状自動車道）は、名古屋市周辺の30～40km圏に位置する四日市市・東員町・いなべ市・大垣市・岐阜市・関市・土岐市・豊田市等の諸都市を有機的に結ぶ延長約160kmの高規格幹線道路である。

同路線は名古屋市と周辺諸都市の機能分担をより効果的に進め、都市内外の交通混雑緩和および交通機能の回復を図るものとして計画されたものであり、三重県内の北勢地域においては、道路網の充実、四日市港の集積拡大による活性化、内陸部の適正な開発、地震や台風等の非常時の緊急輸送道路の確保等に寄与することが期待されている。

計画路線は、四日市市北山町の新四日市JCTで新名神高速道路から分岐し、員弁川の右岸を北上し、東員町、いなべ市を経た後、岐阜県養老町と連絡するものとなっている。

三重県埋蔵文化財センターは、建設予定地内の埋蔵文化財の取り扱いに関して、平成5年8月23日、建設省中部地方建設局北勢国道工事事務所（当時。以下北勢国道事務所）と協議を行い、さらに10月13日には北勢国道事務所、三重県土木部高速道推進室（当時）、文化振興課（当時）、埋蔵文化財センターの4者で協議を行った。これらの協議の結果、現状保存が困難な遺跡については事前に発掘調査を実施し、記録保存を図ることが決定された。

(2) 調査の経過

東海環状自動車道建設に伴う東村城跡の発掘調査は平成6～7年度と平成9年度に実施し、平成12年3月に『一般国道475号東海環状自動車道東村城跡発掘調査報告』として当センターより発掘調査報告書を刊行していた。ただし、東村城跡が所在する丘陵の南側斜面部分は、現況では塁などの存在が不明確であったため、遺構の存否を確認しておく必要があった。しかし、当該地は急斜面であり、直下に現道も存在していたため、東海環状自動車道の本体工事の際に工事立会による確認を実施することで北

勢国道事務所と合意し、平成26年1月の協議でもそのことを確認していた。令和3年10月7日に両者の協議を実施したところ、当初合意していた範囲とは別に、本体工事の橋脚設置箇所の掘削範囲が広がる計画変更が伝達された。当該部分は既調査部よりも外に広がるため、急遽、三重県埋蔵文化財センターがその部分の工事立会を実施し、埋蔵文化財の保護措置を行った。

2 調査の方法

(1) 現地測量

令和3年10月26日、平板による現地測量を実施。

令和3年11月4日、掘削後の測量を実施。

(2) 工事立会

令和3年10月25日、現況立会

令和3年11月1日、調査区2 発掘調査開始

令和3年11月2日、調査区2 発掘調査終了

令和3年12月10日、調査区1・3・4 工事立会

3 文化財保護法に関する諸通知

文化財保護法等に係る諸通知は、以下の通りである。

○周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘通知（文化財保護法第94条に基づく三重県文化財保護条例第48条第1項）

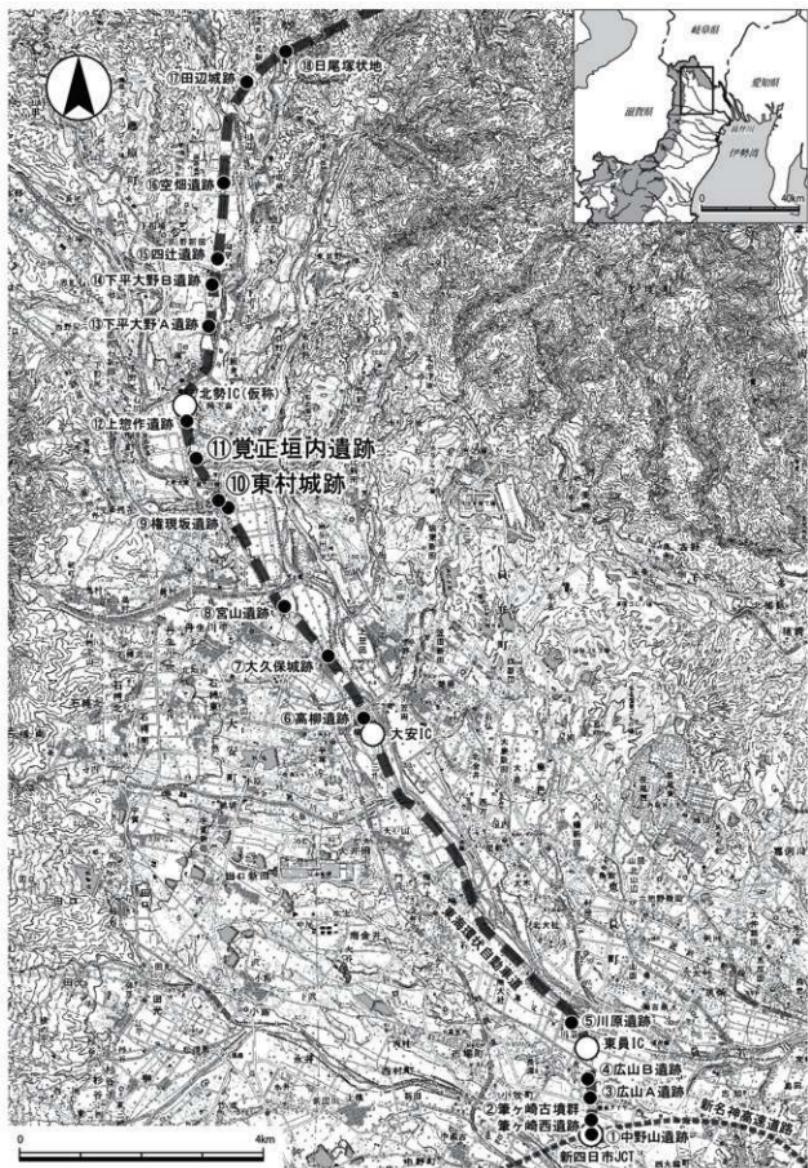
【第3次調査】令和3年10月21日付け、国部整北計第50号（国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所長から三重県教育委員会教育長あて）

○文化財の発見・認定通知（文化財保護法第100条第2項）

【第3次調査】令和3年12月7日付け、教委第12-4413号（いなべ警察署長あて）

実施調査		報告書区分	
第1次調査	平成6年度	2,020 m ²	一般国道475号東海環状自動車道東村城跡発掘調査報告
第2次調査	平成7年度	1,130 m ²	
範囲確認調査	平成9年度	80 m ²	
第3次調査 (工事立会調査)	令和3年度	114 m ²	一般国道475号東海環状自動車道東村城跡（第3次）発掘調査報告【本書】

第1表 既往調査と報告書の区別



第1図 東海環状自動車道路線上的遺跡 (1:80,000) 「国土地理院(1:25,000)「羽野」「阿下喜」「高野」「藤立」「竹ヶ岳」「名古」に加工作成

II 位置と環境

1 地理的環境

東村城跡（1）は三重県いなべ市北勢町東村に所存する。いなべ市は三重県の北端に位置しており、いなべ市を含む三重県北部を指す言葉として、北勢地方、北勢地域がある。いなべ市の北縁から東縁にかけては標高800m程度の養老山地があり、岐阜県との境になっている。また、西縁は標高1,000m前後の鈴鹿山脈が南北に走り、滋賀県との境になっている。その鈴鹿山脈北部の御池岳を発する員弁川がいなべ市を東流し、青川、源太川、宇賀川などの支流を合流させて東員町、桑名市を経て伊勢湾に流れる。

当遺跡は員弁川右岸、標高100mの舌状丘陵上に位置し、比高は20mである。

2 歴史的環境

旧石器時代 権現坂遺跡（2）ではナイフ形石器と思われるチャート製の剥片が出土している^①。

縄文時代 権現坂遺跡では縄文晚期の深鉢を転用した合口土器棺墓2基が見つかっている^②。中山遺跡（3）では石斧・石鎌・石錐・石匙・石棒・石槍・砥石・有舌尖頭器など、多数の遺物が採集されている^{③④⑤}。塙内遺跡（加毛神社境内遺跡）（4）では石棒・石匙・圓石のほか、中期のものと思われる石斧が見つかっている^⑥。今村遺跡（5）では時期不明の縄文土器が出土している。なお今村遺跡は独立した遺跡として扱っているが、東村城跡とは国道365号線で分断されており、もとは同一の遺跡だったと考えられる^⑦。

弥生時代 東村城跡では遠賀川式と思われる前期の壺の口縁部や底部をはじめ、中期・後期の土器が見つかっている^⑧。

古代 権現坂遺跡では奈良時代末～平安時代前半の集落と思われる堅穴住居が見つかっている。遺物では「衆名国依」刻印の須恵器が出土しているほか、綠釉陶器や円面鏡などが出土している^⑨。

中世 権現坂遺跡では鎌倉時代～室町時代にかけての掘立柱建物が見つかっている^⑩。東村城跡では13世紀頃と思われる土坑墓1基が見つかっている^⑪。東村B城跡（6）では城館跡に伴う堀が確認されている^⑫。中世城館としては中山城跡（7）、治田城跡（8）

などがある^⑬。また、中世に存在した寺院では興正寺廃寺（法盛寺廃寺）（9）や持光寺廃寺（10）、淨蓮寺廃寺（11）などが確認されている^⑭。



写真1 今村遺跡出土遺物（縄文土器）

【註】

①鷲野憲「三重県員弁郡に於ける考古学的新知見」『猪名部』第23号 三重県立員弁高等学校郷土研究部 1981

②三重県埋蔵文化財センター『権現坂遺跡発掘調査報告』2002

③並河豊「員弁郡治田村字中山遺跡」『猪名部 第貳號』三重県立員弁高等学校郷土研究部 1950

④並河豊「統 治田村中山遺跡」『猪名部 第參號』三重県立員弁高等学校郷土研究部 1950

⑤川瀬聰「北勢町中山遺跡とその遺物」『研究紀要 第8号』三重県埋蔵文化財センター 1999

⑥鈴木敏雄「治田の古代遺跡と加毛神社」『猪名部 第11号』三重県立員弁高等学校郷土研究部 1965

⑦三重県埋蔵文化財センター『平成7年度三重県埋蔵文化財センター年報7』1996

⑧三重県埋蔵文化財センター『東村城跡発掘調査報告』2000

⑨⑩前掲②

⑪前掲⑧

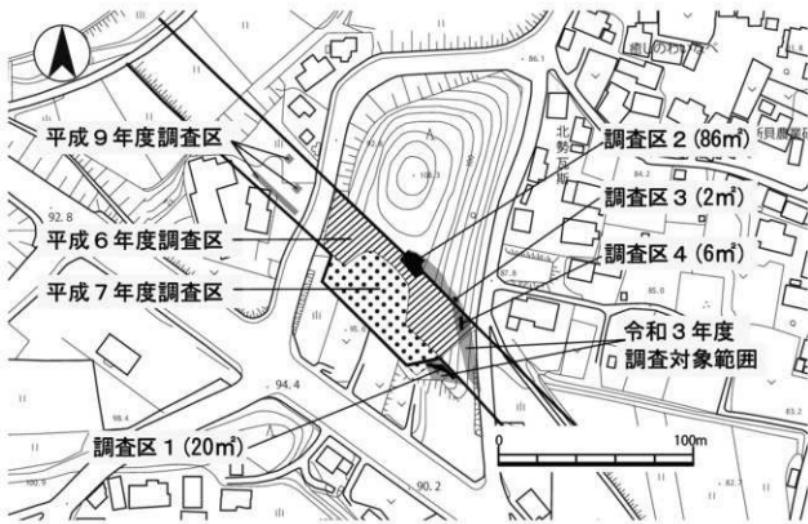
⑫いなべ市教育委員会『東村B城跡発掘調査報告』2012

⑬近藤杏編『治田村誌』第二刷 治田公民館 1982

⑭前掲⑯



第2図 遺跡周辺地形図 (1:20,000)



第3図 調査区位置図 (1:2,500)

III 遺構

第3次調査では調査区1～4の4ヶ所で工事立会調査を行った。そのうち、調査区1、3、4においては、いずれも遺構を検出しなかった。

調査区2の基本層序は大きく3層に分層でき、第I層：表土（第4図1・2）、第II層：黄褐色土（練層、第4図5・9）、第III層：黄褐色土（地山、第4図7・10・11・12）である。遺構としては溝1条と3ヶ所のPitを検出した。

SD 101 調査区2の西端に位置する。等高線に平行する形で南北方向にのびる上幅1.3～1.8m、下幅0.2～0.7m、深さ約0.3mの溝である。出土遺物はなく、時期は不明である。調査区北壁の土層断面から判断すると、調査区のさらに北へと続く。

SD 101の南側には第2次調査で確認されたSD 11、SD 12、SD 13などの溝がある。いずれも遺物の出土はなく、時期は不明であるが、このうち、SD 11はSD 101のほぼ南直線上に位置しており、また

遺構	上幅(m)	下幅(m)	深さ(m)
SD 11	2.3～2.7	0.4～0.6	0.7
SD 12	1.6～1.8	1.9～2.4	0.2
SD 13	2.3～2.7	0.4～0.6	0.7
SD 101	1.3～1.8	0.2～0.7	0.3

第2表 第2次調査と第3次調査のSD比較

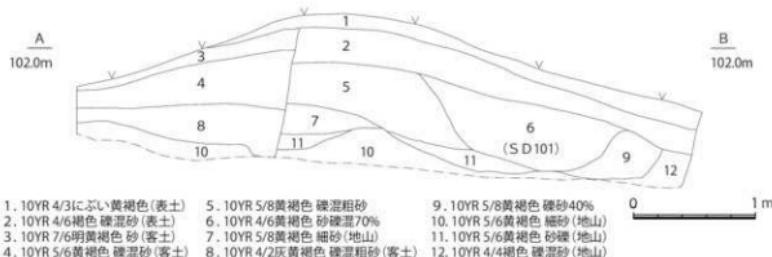
SD 12は溝の上幅と深さがSD 101と酷似している。SD 101とSD 11もしくはSD 12は、区画溝として、対応する可能性も考えられる。

Pit 3ヶ所の小穴を確認した。Pit 3はSD 101の底部で確認したもので、SD 101に先行するものである。いずれも遺物は出土しておらず、時期は不明である。それぞれのPitの位置や規模から、掘立柱建物を構成するような柱穴ではないと考えられる。

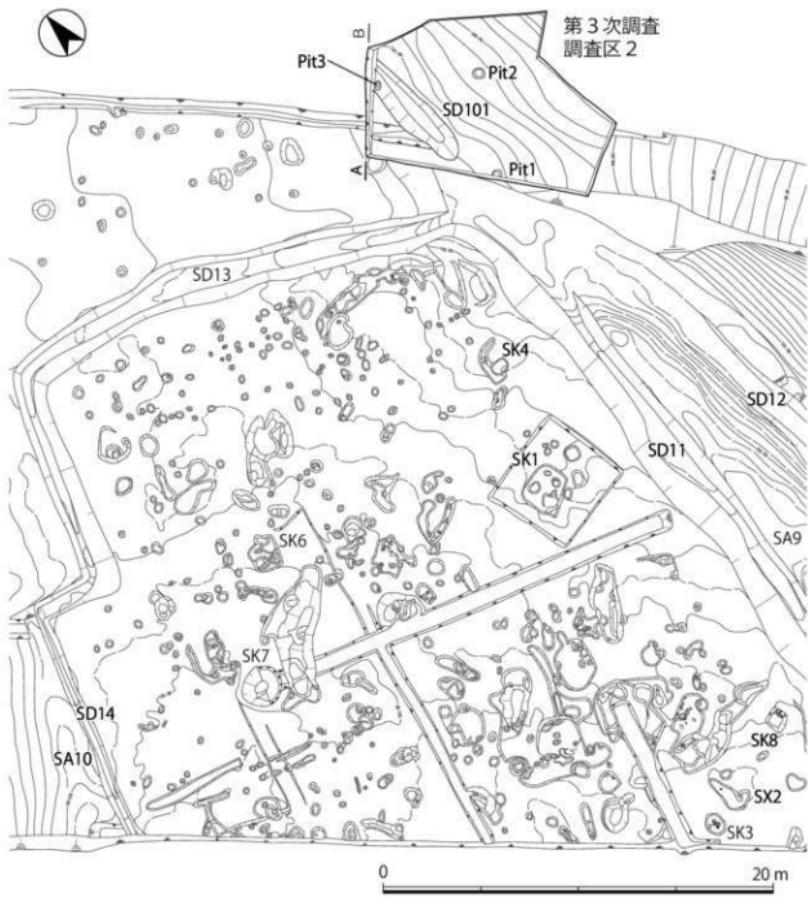
IV 遺物

遺物はいずれも調査区2の包含層からの出土である。1はチャート製の剥片で時期は不明。2は縄文土器の小片で、外面の表面には縄文の痕跡が残る。3は近世の磁器の小片で、内外面に染付が施される。このほか、土師器の小片が数点出土している。

中世城館に関わる時代の遺物は出土していないが、縄文土器や染付磁器が出土していることから、当遺跡が位置する丘陵において、縄文時代から近世にかけての人々の生活の痕跡が窺える。



第4図 調査区2 北壁土層断面図 (1:40)



第5図 遺構平面図 (1:250)

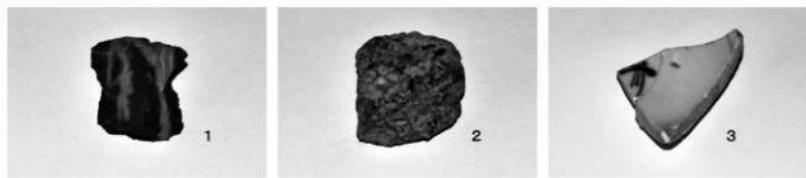
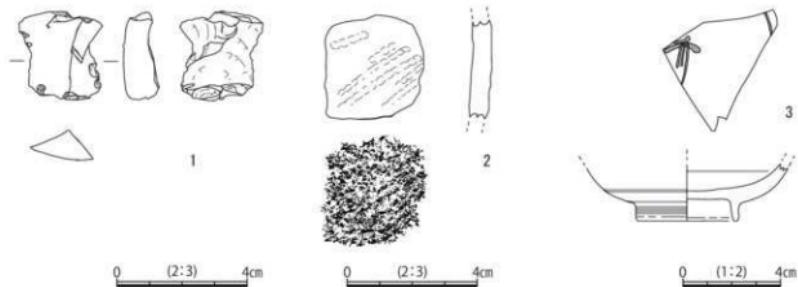


写真2 東村城跡出土遺物



第6図 出土遺物実測図（1・2は2:3、3は1:2）

報告 番号	実測 番号	器種等	グリッド	遺構	法量(cm)	重さ(g)	残存	石材
1	03	剥片	調査区 2	包含層	長さ2.6×幅1.1×厚さ2.7	6.1	小片	チャート

第3表 遺物観察表（石器）

報告 番号	実測 番号	種類・器種	グリッド	遺構	法量(cm)	残存	調整・文様など	施土	備考	色調
2	01	縄文土器	調査区 2	包含層	—	小片	縄文・ナデ	やや粗	良	7.5YR7/4にぶい橙
3	02	磁器小檢	調査区 2	包含層	高台径 4.2 底部 4/12	施釉	密	良	素地 白 N9/0 施釉部 藍白あいじろ DIC-N869 染付部 濃藍こいあい DIC-N894	

第4表 遺物観察表（土器・陶磁器）

V 結 語

1 「東村城跡」について

東村城については古くから『伊勢名勝志』^①、『伊勢輯雜記』^②、『北勢雜記』^③などに記されていた。しかし、その所在地については諸説あり、第2次調査の結果においても、当調査区の所在する場所を東村城の本城と比定するには根拠に乏しかった^④。すなわち、当調査区は東村城の出城もしくは見張り場的な支城と推測され、本城は当調査区より約700m南に位置する、東村字神ヶ崎にあると推測されていた^⑤。平成22年には、いなべ市教育委員会が東村字神ヶ崎に所在する東村B城跡の発掘調査を行い、城館跡に伴う埋跡を検出したものの、東村城の本城と比定するだけの遺構・遺物を検出するに至らなかつた^⑥。今回の調査でも、支城と本城の関係についての新たな根拠を見出すには至らなかつたが、調査区北側へ伸びる溝を確認したことは、第2次調査で明らかになっていた遺跡範囲が、さらに北に延びる可能性を含むという点において、意義のある調査だと言えよう。

また、当調査において縄文土器片が出土したことを見出し、第2次調査においても弥生土器が出土するなど、古くから当地で人々が生活していたことが明らかとなった。また、現在は国道365号線によつて分断されている、南西の今村遺跡からも縄文土器が出土していることから、当調査区に限らず、丘陵上の広い範囲において、古から人々が生活していたと想定できる。

2 遺構について

今回の調査で明らかになったSD101について、遺構の南端が調査区内で終息しているため、第2次調査で確認されたSD11、SD12の延長、もしくは同一の溝だったとは考えにくい。また、調査区北壁で確認されている土壙状の盛土に伴う溝かどうかとも、現段階では判断しがたい。

溝の規模から考察した場合、SD101とSD12、SD11とSD13がそれぞれ対応している。SD11とSD13は丘陵上部の区画溝であるのに対し、SD101～SD12は丘陵斜面の大走り状の部分に掘

られた溝の可能性がある。そしてSD101とSD12との間の平坦部は、城館の入り口だった可能性がある。

【注】

①宮内黙藏『伊勢名勝志』川島文化堂 1889 には、員辨・堀背及宅址の東城址の項において「東村字神崎ニ在リ今宅地トナレリ塹壘ノ址ヲ存ス古老傳ヘ云フ楠正具之ニ居ルト（正具治田城主タリ蓋シ其支城ナラシ）又、本村楠家舊記ニ云フ正成十世ノ孫久間木正矩、人ニ讒セラレ此ニ蟄居シ慶長十七年七月暴死スト」とある。

②③いずれも原本は確認していないが、近藤克編『治田村誌』第二刷 治田村公民館 1982 には、「北勢雜記」東村の条に「古城跡、村ノ内駒井佐右衛門ノ居屋敷也。内堀外堀、馬冶場ノ遺跡今ニ存在ス。城主ハ楠七郎左衛門尉橋正具ト云フ。」『伊勢輯雜記』東村の条に「古城趾、村ノ内医師駒井貴伯ノ居邸也。内堀外堀今ニ在リ。」とある。

④⑤三重県埋蔵文化財センター『東村城跡発掘調査報告』2000

⑥いなべ市教育委員会『東村B城跡発掘調査報告』2012



第1・2次調査区



第7図 造構平面図 全図 (1:400)



東村城跡遠景（南から）



SD101（北から）



S D 101 (西から)



調査区2北壁土層（南から）

VI 覚正垣内遺跡

1 工事立会に至る経緯

今回の工事立会は、中日本高速道路株式会社が実施する東海環状自動車道建設工事において、道路建設地の隣接地での仮設橋架設工事に伴うものである。周知の埋蔵文化財包蔵地である覚正垣内遺跡が工事範囲に含まれており、取扱いについて令和3年9月15日に中日本高速道路株式会社北勢工事区と当センター調査研究4課（当時）で協議を行った。工事内容は、道路建設地隣接地に仮設橋を架けるために、径350mmの杭を8m間隔で打ち込むものである。工事個所は地下に上下水道が埋設されており、その位置を確認するために試掘を行う工事が含まれているため、その際に工事立会を行うことを確認した。

2 工事立会の概要

（1）遺跡の概要

覚正垣内遺跡は、いなべ市北勢町阿下喜字覚正垣内に所在する。東海環状自動車道建設工事に伴う発掘調査は、平成6～8年度に範囲確認調査を、平成8・10・11年度に本調査を実施し、平成15年3月

に報告書を刊行している。工事立会地は覚正垣内遺跡の西端にあたり、発掘調査地点からは北西へ約100m離れた地点に位置する。

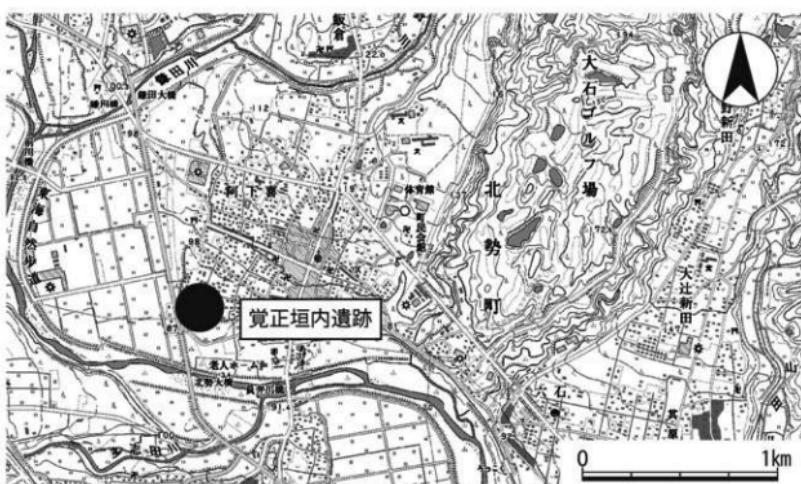
（2）工事立会の結果

工事立会は、令和4年7月20日に行った。包蔵地内の4カ所（工事立会坑1～4）で工事立会を行つたが、いずれも上・下水道埋設時に掘削されており、現地表面から1mほどは置土、その下は水道管と水道管設置に伴う砂が入れられており、本来の土層を確認することはできなかった。そのため、施工可と判断した。

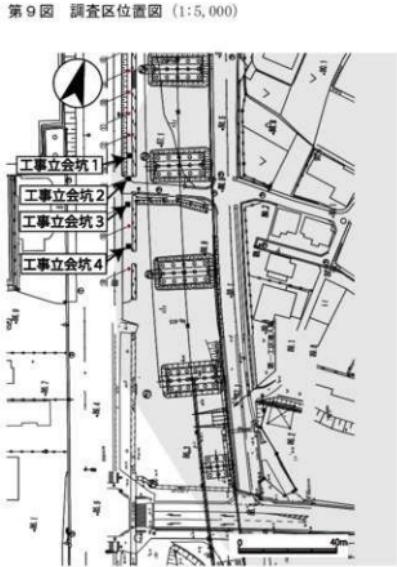
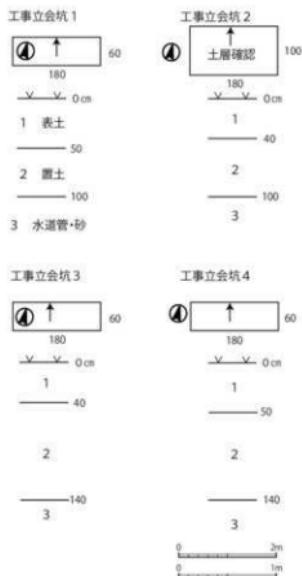
3 文化財保護法に関する諸通知

○周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の発掘調査（文化財保護法第94条に基づく三重県埋蔵文化財保護条例第48号第1項）

令和4年7月4日付け、中高名支四工第217号（中日本高速道路株式会社名古屋支社四日市工事事務所長から三重県教育委員会教育長あて）



第8図 遺跡位置図 (1:25,000)『国土地理院』「阿下喜」より



報告書抄録

ふりがな	いっぽんこくどうよんひやくななじゅうごうとうかいかんじょうじどうしもどう ひがしむらじょうあと だいさんじ かくじょうがいといせき ほくつちょうさほうこく							
書名	一般国道475号東海環状自動車道 東村城跡（第3次）・覚正塙内遺跡発掘調査報告							
副書名								
卷次								
シリーズ名	三重県埋蔵文化財調査報告							
シリーズ番号	186-11							
編著者名	村上央・水谷豊・穂積裕昌							
編集機関	三重県埋蔵文化財センター							
所在地	〒515-0325 三重県多気郡明和町竹川503 電話 0596-52-1732							
発行年月日	2023年2月10日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	北緯 遺跡番号	東経 °'"	調査期間	調査面積 m ²	調査原因	
ひがしむらじょうあと 東村城跡	いなべしほくせいちょう いなべ市北勢町	214	a45	35° 8' 15"	136° 31' 12"	20211025 ~20211104 20211210	106 8	一般国道475号 東海環状自動道 建設事業に伴う 工事立会
かくじょうがいといせき 覚正塙内遺跡				35° 8' 36"	136° 30' 57"	20220720	5	
						計	114	
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項			
東村城跡	集落跡・城跡	縄文時代 ～近世	溝	石器、縄文土器、土師器、磁器	遺物総重量： 47.6g			
覚正塙内遺跡	集落跡	—	—	—	—			
要約	<p>東村城跡は、員弁川上流域右岸の段丘北端に突出した細い尾根部に位置する。南側は表土直下で地山となり、遺構遺物とともに確認できなかった。北側は時期不明の溝1条と、包含層から縄文土器片、チャート剣片、陶器片などが出土した。</p> <p>覚正塙内遺跡は、員弁川右岸の段丘裾部に位置する。包蔵地の範囲内4か所で工事立会を行ったが、いずれもすでに擾乱されており、遺構・遺物は確認できなかった。</p>							

三重県埋蔵文化財調査報告186-11

東村城跡（第3次）・覚正塙内遺跡 発掘調査報告

2023（令和5）年2月

編集・発行 三重県埋蔵文化財センター
印 刷 有限会社ミフジ印刷

